

博報堂企業年金規約

平成30年4月1日施行

目 次

第 1 章 総則	第 1 条 ～ 第 2 条
第 2 章 掛金	第 3 条 ～ 第 8 条
第 3 章 積立金の積立て	第 9 条 ～ 第 10 条
第 4 章 積立金の運用	第 11 条 ～ 第 19 条
第 5 章 終了及び清算	第 20 条 ～ 第 25 条
第 6 章 雑則	第 26 条 ～ 第 36 条
附 則	

博報堂 確定給付企業年金規約（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この確定給付企業年金（以下「本制度」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、本制度の受給権者（本制度の給付を受ける権利を有する者をいう。以下同じ。）の老齢又は死亡についてこの規約の内容に基づく給付を行い、もって公的年金の給付と相まって受給権者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地）

第2条 本制度を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（以下「事業主」という。）の名称及び住所は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	住 所
株式会社博報堂	東京都港区赤坂5丁目3番1号
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区赤坂5丁目3番1号
株式会社博報堂プロダクツ	東京都江東区豊洲5丁目6番15号
株式会社博報堂DYトータルサポート	東京都千代田区平河町1丁目4番5号
博報堂健康保険組合	東京都千代田区平河町1丁目4番5号
博報堂企業年金基金	東京都千代田区平河町1丁目4番5号

2 実施事業所の名称及び所在地は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	所 在 地
株式会社博報堂	東京都港区赤坂5-3-1
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	東京都港区赤坂5-3-1
株式会社博報堂プロダクツ	東京都江東区豊洲5-6-15
株式会社博報堂DYトータルサポート	東京都千代田区平河町1-4-5
博報堂健康保険組合	東京都千代田区平河町1-4-5
博報堂企業年金基金	東京都千代田区平河町1-4-5

第2章 掛金

(掛金)

第3条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、毎月、掛金を拠出する。

(特別掛金)

第4条 掛金のうち、特別掛金の額は、0円とする。

(掛金の負担割合)

第5条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第6条 事業主は、毎月の掛金を翌月末日（資産管理運用機関（第11条第1項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。）の休業日である場合には前営業日）までに資産管理運用機関に納付する。

(財政再計算)

第7条 事業主は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業主は、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第50条各号に定める場合には、速やかに、掛金の額を再計算する。

(積立金の額の評価)

第8条 本制度の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

第3章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第9条 事業主は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額(法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。)から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。

2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

第10条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

2 前項の最低積立基準額は、受給権者の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)における給付(以下「最低保全給付」という。)の額の合計額の現価とする。

3 前項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

(2) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

第4章 積立金の運用

(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)

第11条 事業主は、法第65条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる契約を締結する。

- (1) 信託会社又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約
 - (2) 生命保険会社を相手方とする生命保険の契約（以下「生命保険契約」という。）
- 2 前項第1号に規定する信託の契約は、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第38条第1項第1号及び規則第68条に規定するもののほか、受益者に支払うべき支払金が、受給権者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とするものでなければならない。
- 3 事業主は、法第65条第2項の規定に基づき、第1項第1号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、金融商品取引業者と投資一任契約を締結できる。この場合における信託の契約（以下「年金特定信託契約」という。）は、令第38条第1項第2号に該当するものでなければならない。
- 4 第1項第2号に規定する生命保険契約は、令第38条第2項並びに規則第69条及び第70条に規定するもののほか、保険金受取人に払うべき支払金の支給が、受給権者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とするものでなければならない。
- 5 第3項に規定する投資一任契約は、令第39条の規定に適合するものでなければならない。
- 6 資産管理運用機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に第1項各号に掲げる契約の相手方となるべき者を定めて、同項各号に掲げるいずれかの契約を締結しなければならない。

(資産管理運用機関及び金融商品取引業者)

第12条 資産管理運用機関及び金融商品取引業者の名称及び住所は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類別	名称	住所
年金信託契約	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
年金信託契約	三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
生命保険契約	住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7-18-24
生命保険契約	第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1
生命保険契約	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3-5-12
生命保険契約	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
投資一任契約	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング

投資一任契約	アセットマネジメントOne株式会社	京都千代田区丸の内1-8-2鉄鋼ビルディング
投資一任契約	ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-6-6日本生命丸の内ビル
年金特定信託契約	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号

(運用管理規程)

第13条 第11条第1項各号に掲げる契約及び同条第3項に規定する投資一任契約に係る次の各号の事項は、運用管理規程に定めるものとする。

- (1) 契約に係る掛金の払込の割合
 - (2) 契約に係る給付費等の負担の割合
 - (3) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う資産管理運用機関
 - (4) 資産の額の変更の手続
- 2 運用管理規程の策定及び変更は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者(以下この条において「労働組合等」という。)の同意を得て、事業主が行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められる場合には、事業主は、前項に規定する労働組合等の同意を得ずに、運用管理規程を変更することができる。
- 4 事業主は、前項の規定による運用管理規程の変更をしたときは、速やかに、労働組合等に報告し、その同意を得なければならない。
- 5 前2項に規定する手続による運用管理規程の変更は、運用管理規程において、あらかじめ、当該手続により運用管理規程の変更をすることができることが定められている場合に限りすることができる。

(積立金の運用)

第14条 事業主は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第15条 事業主は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針(以下「基本方針」という。)を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

- 2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。
- 3 事業主は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを資産管理運用機関及び第11条第3項の規定により投資一任契約を締結した金融商品取引業者に交付しなければならない。ただし、生命保険の契約であって、当該契約の全部において保険業法(平成7年法律第105号)第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。

(分散投資義務)

第16条 事業主は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(政策的資産構成割合)

第17条 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

2 事業主は、事業主に使用され、その事務に従事する者として、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(資産の状況の確認)

第18条 事業主は、毎事業年度の末日において、第11条第1項及び第3項の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(資産管理運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第19条 事業主は、資産管理運用契約（第11条第1項の規定により締結される同項各号に掲げる契約又は同条第3項の規定により締結される投資一任契約をいう。）に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第5章 終了及び清算

(制度の終了)

第20条 本制度は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

- (1) 法第84条第1項の規定による承認があったとき。
- (2) 法第86条の規定により規約の承認の効力が失われたとき。
- (3) 法第102条第3項又は第6項の規定により規約の承認が取り消されたとき。

2 事業主は、前項第1号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた旨を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

(終了時の掛金の一括拋出)

第21条 本制度が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拋出する。

2 前項の掛金は、本制度が終了する日における積立金の額が最低積立基準額を下回る額に各事業主に係る最低積立基準額を本制度の最低積立基準額で除して得た率を乗じて得た額を、各事業主が負担するものとする。

(支給義務の消滅)

第22条 事業主は、本制度が終了したときは、本制度の受給権者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

(清算人)

第23条 本制度の清算人は、本制度が終了したときに、事業主（事業主が法第86条第2号に該当したことにより本制度が終了した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立された法人）が選任した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

- (1) 前項の規定により清算人となる者がいないとき。
- (2) 本制度が第20条第1項第3号の規定により終了したとき。
- (3) 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

3 清算人の職務の執行に要する費用は、事業主が負担する。

(残余財産の分配)

第24条 本制度の残余財産は、清算人が、その終了した日において事業主が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度受給権者」という。）に分配する。

2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度受給権者に分配する額は、残余財産の額に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

- (1) 各終了制度受給権者に係る本制度が終了した日を事業年度の末日とみなして算定

した最低積立基準額（次号において「終了日の最低積立基準額」という。）

(2) 各終了制度受給権者に係る終了日の最低積立基準額の総額

- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合には、終了制度受給権者にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

（連合会への残余財産の移換）

第25条 終了制度受給権者（本制度が終了した日において事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。）は、清算人に、残余財産（前条第1項の規定により各終了制度受給権者に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。）の企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）への移換を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度受給権者に分配されたものとみなす。

第6章 雑則

(業務の委託)

第26条 事業主は、みずほ信託銀行株式会社に次の各号に掲げる業務を委託する。

- (1) 給付の支給に関する業務
- (2) 年金数理に関する業務
- (3) 受給権者の記録の管理に関する業務
- (4) その他前3号に付随する事務

2 事業主は、前項に規定する業務のほか、信託会社、生命保険会社その他の法人に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談及び助言等）を含む。）に関する事務を委託することができる。

3 事業主は、前2項に規定する業務のほか、信託会社、生命保険会社その他の法人に、運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。

4 事業主は、前3項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる受給権者に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

(事業年度)

第27条 本制度の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業主の行為準則)

第28条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、受給権者のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自己又は受給権者以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること。
- (2) 積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。
- (3) 特別な利益の提供を受けて契約を締結すること。

(業務概況の周知)

第29条 事業主は、本制度の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項（第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を受給権者にできる限り周知させるよう努める。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- (2) 給付の種類ごとの受給権者の数
- (3) 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- (4) 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立て

の概況

- (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- (7) 基本方針の概要
- (8) その他本制度の事業に係る重要事項

2 周知事項を受給権者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
- (2) 書面を受給権者に交付する方法
- (3) その他周知が確実に行われる方法

(届出)

第30条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければならない。

2 前項の規定による死亡の届出は、届書に受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主に提出することによって行う。

3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を事業主に提出しなければならない。ただし、事業主の委託を受けた連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けた場合であって、事業主により、生存の事実が確認された者は、この限りでない。

(報告書の提出)

第31条 事業主は、毎事業年度終了後4月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 給付の種類ごとの受給権者に関する事項
- (2) 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
- (3) 積立金の運用に関する事項

3 第1項の決算に関する報告書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類

4 事業主は、第1項の書類を実施事業所に備え付けて置かなければならない。

5 受給権者は、事業主に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第32条 事業主が厚生労働大臣（規則第121条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生（支）局長に委任されている場合）にあつては、地方厚生（支）局長に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が

適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

第33条 本制度の実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所（以下この条において「減少実施事業所」という。）の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

- (1) 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価
- (2) 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日（当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあっては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日。）における本制度の繰越不足金（規則第112条第2項の規定により当該事業年度に繰り越された不足金をいう。以下同じ。）の額に前号の特別掛金の予想額の現価をこの本制度の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額

2 前項の掛金は、減少実施事業所の事業主が全額を負担する。

(分割時又は権利義務移転時の資産分割)

第34条 事業主が、次の各号に掲げる分割又は権利義務の移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあっては、本制度の資産管理運用機関は、本制度の積立金の額のうち、当該権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の積立金の額を移換するものとする。

- (1) 法第75条第1項に規定する規約型企業年金の分割
- (2) 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転（同条同項の政令で定める場合を除く。）
- (3) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第5条第1項第2号の規定によりなお効力を有するものとされた、同法第2条の規定による改正前の法第107条第1項に規定する存続厚生年金基金への権利義務移転（同条同項の政令で定める場合を除く。）

2 前項の権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の積立金の額は、規則第87条の2第1項第1号による方法により算定される額とする。

3 前項の額は、権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

- (1) 権利義務移転等を行う日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は権利義務移転等を行う日の属する事業年度の前事業年度の末日のうち、権利義務移転等を行うときに事業主が選択したいずれかの日（以下この条において「基準日」という。）における、権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の移換額算定基礎額（規則第87条の2第1項第1号イからニのうち、権利義務移

転等を行うときに事業主が選択したいずれかの額をいう。以下この条において同じ。)

(2) 基準日における、本制度の移換額算定基礎額

(事務の取扱い)

第35条 本制度の実施事業所の事業主が行うべき本制度に係る事務のうち、次の各号に掲げるものについては、株式会社博報堂の事業主が取り扱うものとする。

(1) 資産管理運用機関及び業務の委託会社との間の各種事務手続についての取りまとめ

(2) 資産管理運用機関及び業務の委託会社からの報告事項について報告を受けること。

(3) 厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長への承認の申請及び届出の取りまとめ

2 株式会社博報堂の事業主は、前項各号に規定する業務を行った場合は、他の事業主にその旨及びその内容を通知するものとする。

(法令等の適用)

第36条 この規約に特別の定めがあるもののほか、本制度に係る業務の執行に関し必要な事項は、法、令、規則その他関係法令及び厚生労働省が発出する通知に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(博報堂企業年金基金からの給付の支給に関する権利義務の承継)

第2条 事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、施行日の前日において当該事業主が加入していた博報堂企業年金基金（関基第000404号。以下「旧基金」という。）の給付の支給に関する権利義務を、施行日に、承継する。

2 前項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、本制度の資産管理運用機関は、平成30年8月31日までに、旧基金より積立金の移換を受ける。

3 第1項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、施行日の前日において旧基金の制度に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について本制度の受給権者となり、その給付の内容（当該受給権者が死亡したときの遺族給付金の給付の内容及び当該受給権者のうち、脱退一時金の受給権者である者が老齢給付金の受給権者となったときの老齢給付金の給付の内容を含む。）については、なお従前の例による。ただし、旧基金の規約中「基金」とあるのは「本制度の事業主」と読み替えて旧基金の規約を適用するものとする。

(財政再計算に関する経過措置)

第3条 第7条第1項の規定にかかわらず、本制度の最初の財政再計算は、平成34年3月末日を計算基準日（規則第49条第3号に規定する計算基準日をいう。）として行うものとする。

(非継続基準の財政検証に関する経過措置)

第4条 当分の間、各事業年度の決算において、第10条第1項に該当した場合に当該決算の翌々事業年度から抛出する特例掛金の額は、同項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年1月31日付厚生労働省令第13号）附則第4条の規定により計算される額とする。

(連合会に関する経過措置)

第5条 第25条に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の成立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

運用管理規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、博報堂確定給付企業年金（別表第1に掲げる厚生年金適用事業所の事業主が実施する確定給付企業年金をいう。）の積立金の管理及び運用に関する契約の締結に関し、博報堂確定給付企業年金規約（以下「規約」という。）第13条第1項各号に掲げる事項を定め、適切な資産の管理及び運用に資することを目的とする。

（資産管理運用機関の掛金の払込及び給付費等の負担の割合）

第2条 資産管理運用機関（規約第11条第1項の規定により締結した契約の相手方をいう。）の掛金の払込及び給付費等の負担の割合は、別表第2に掲げる割合とする。

（規程の変更）

第3条 前条に規定する事項の変更は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者（以下「労働組合等」という。）の同意を得て、事業主が行う。

（資産の額の変更）

第4条 資産管理運用契約（規約第19条に規定する資産管理運用契約をいう。）に関して、第2条に規定する掛金の払込又は給付費等の負担の割合の変更以外の事由による当該契約に係る資産の額の変更は、労働組合等の同意を得て、事業主が行う。

（規程等の変更の特例）

第5条 前2条の変更は、積立金の安全かつ効率的な運用のために臨時急施を要する場合には、これらの規定にかかわらず、事業主は、労働組合等の同意を得ずに、当該変更をすることができる。

2 事業主は前項の規定による変更をしたときは、速やかに、労働組合等に報告し、その同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 事業主の名称

事業主の名称
株式会社博報堂
博報堂健康保険組合
株式会社博報堂D Yトータルサポート
株式会社博報堂プロダクツ
株式会社博報堂D Yメディアパートナーズ
博報堂企業年金基金

別表第2 掛金の払込割合及び給付費等の負担割合

資産管理運用機関の名称	掛金の 払込割合 (パーセント)	給付費等の 負担割合 (パーセント)	金融商品取引業者の名称
◎ みずほ信託銀行株式会社	100	100	
三菱UFJ信託銀行株式会社	0	0	
○日本生命保険相互会社	0	0	
第一生命保険株式会社	0	0	
住友生命保険相互会社	0	0	
明治安田生命保険相互会社	0	0	
みずほ信託銀行株式会社	0	0	J Pモルガン・アセット・ マネジメント株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0	0	アセットマネジメントO n e株式会社
みずほ信託銀行株式会社	0	0	ニッセイ アセット マネ ジメント株式会社
合 計	100	100	

- ※1 制度全体の取りまとめ及び規約第11条第1項各号に掲げる契約ごとの取りまとめを行う資産管理運用機関に◎印を付している。
- ※2 規約第11条第1項各号に掲げる契約ごとの取りまとめを行う資産管理運用機関に○印を付している。